

阿武町一般廃棄物収集運搬業務委託仕様書

本仕様書は、阿武町(以下、「町」という。)の一般家庭及び事業者から排出された一般廃棄物(以下、「廃棄物」という。)を収集し、町の指定搬入場所へ運搬する業務業務(以下、「本業務」という。)を受託者に委託するにあたり、その基準や方法等を定めるものとする。

1. 委託業務名

阿武町一般廃棄物収集運搬業務委託

2. 目的

町が指定する区域内において集積された廃棄物を、関係法令等に基づいて適正に収集し、町が指定する搬入施設まで運搬を行うことを目的とする。

3. 遵守内容

- (1)受託者は、関係法令等を遵守し、適正な業務履行を行うこと。
- (2)受託者は、本業務に支障が生じないように、連絡体制を構築すること。
- (3)受託者は、町が貸与する車両等を運用する際は、安全を遵守すること。
- (4)受託者は、本業務を履行する際に知りえた情報を目的以外に使用しないこと。

4. 委託期間

令和7年10月1日から令和8年3月31日までとする。
(その後は年度単位で更新)

5. 業務内容

(1) 概要

次号に定める町の収集日程に基づいて、町収集区域内及び町指定場所に集積された廃棄物の収集を行い、収集当日中に町指定搬入先まで運搬及び搬入を行う。

(2) 収集実施日

収集区分	収集日程	備考
可燃ごみ	毎週月・水・金	集積場
不燃ごみ	毎月第4木	
プラスチック容器包装	毎月第1・3火	
カン	毎月第1火	
ビン	毎月第2木	
ペットボトル	毎月第2火	
大型ごみ	毎月第4火	集積場・戸別回収
古紙等	毎月第4土/隔月第2土	拠点回収
その他	適宜	町が必要と認める場合

※古紙等では、新聞・雑誌広告・ダンボール・紙パック・紙製容器包装類を回収

※予め町が収集日として指定したものを除いて、土日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、年末年始期間においては、収集業務を実施しない。

(3) ごみの収集方法

可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの収集方法は区域内の集積場収集とし、大型ごみは予め申込された集積場又は戸別収集とする。また、月毎の資源物(古紙等)収集は、拠点収集とする。

(4) 搬入施設

(ア) 可燃ごみ

萩・長門清掃工場 8:30 ~ 16:30
山口県萩市大字山田 2406

(イ) 不燃ごみ・資源ごみ・大型ごみ・資源物

阿武町リサイクルセンター
山口県阿武郡阿武町大字奈古 10487-272

(ウ) その他、町が指定する場所

(5) 回収不適物

集積場において未分別、指定袋外での排出、回収不可品の排出等、町が規定した排出ルールを順守していない廃棄物を発見した場合は、対象物に回収不適物シールを貼付すること。

なお、悪質なものについては撮影を行ったうえ、町へ報告すること。

(6) 荒天時の対応

台風、降雪等の影響によって、安全な業務の履行が不可能と予想される場合、両者協議の上、本業務の縮小または中止を行うことが出来る。

(7) 情報共有

収集作業中に下記のような異常が発見された場合は、速やかに関係機関及び町へ報告すること。

(ア) 町内道路及び付帯設備の破損や故障

(イ) 事件・事故による要救護者の発見

(ウ) 徘徊や迷子の発見

(エ) 不法投棄者や現場の発見

(8) 留意事項

(ア) 本業務に従事する者(以下、「従事者」という。)は、作業従事者であることが分かるように、業務に適した作業服を着用すること。

(イ) 廃棄物の搬入時間は遵守すること、やむを得ない理由により搬入時間に間に合わない場合、速やかに町へ報告すること。

(ウ) 住民からクレーム等があった場合は、速やかに町へ報告をすること。

6. 収集車両について

(1) 車両の貸与

本業務で使用する車両は、町が貸与する収集車両2台(パッカー車・4tダンプ車)を使用すること。なお、貸与した車両の運用に係る諸費用(燃料費・消耗品費・修繕費・任意保険料)は町が負担する。

(2) 点検の励行

町が貸与した車両は必要に応じて洗車等を行い、常に清潔に保つこと。

また、始業前点検・終業後点検を必ず実施し、車両に異常が発見された場合は、速やかに町へ報告すること。

7. 業務報告

- (1) 受託者は、本業務の履行毎に特記事項や気づき、収集車両の走行距離や給油の有無などの日報を記録すること。なお、様式は任意とする。
- (2) 受託者は、1箇月の業務終了後、翌月までに前月の日報及び収集量等を記載した報告書及び本業務に係る請求書町へ提出すること。
- (3) 本業務に係る委託料の支払は、月末締め翌月払いとする。

8. 安全管理について

- (1) 受託者は、本業務の履行にあたって、作業工程や従事者に対する適切な安全対策を講じること。
- (2) 収集車両等を運用する際は、道交法等関係法令を遵守すること。
- (3) 本業務を履行する過程で車両事故等を発生させた場合、速やかに必要な処置・連絡を行うこと。後日、事故概要を記載した事故報告書を町へ提出すること。

9. 突発・緊急時対応

- (1) 受託者は、予め連絡先等を町に通知し、常時情報共有出来る連絡体制を構築すること。
- (2) 突発又は緊急時下において町が必要と認めるとき、両者協議の上、受託者は速やかな対応をすること。